

避難に不安を感じたら

避難行動要支援者の避難支援制度

避難行動要支援者の避難支援制度は、災害時に情報伝達や安否確認、避難時の介助等の円滑な支援を受けるため、支援が必要な方の氏名、住所、健康状態などの情報を平常時から町会・自治会や民生委員などの地域に提供するものです。市は昨年頃から、地域の方々の協力を得て、取り組みを進めています。

今年も、10月1日を基準日として、支援が必要と思われる方へ、制度の案内を送付します。

本人の同意が必要

災害が発生した時に、情報伝達や安否確認などの支援を受けるためには、町会・自治会や民生委員に、市が作成する避難行動要支援者名簿の情報を平常時から提供することについて、支援を受ける方本人の同意が必要です。

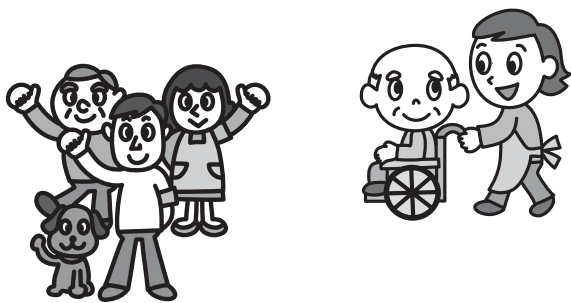


支援の対象者【基準日:10月1日】

下記に該当する、在宅の方が対象となります。病院や施設などに長期で入院・入所している方は、対象となりません。

区分	要件
高齢者	75歳以上の一人暮らしの方 75歳以上の高齢者のみの世帯の方 緊急通報装置の設置世帯の方
要介護認定者	要介護3以上の認定を受けている方
障がい者	身体障害者手帳1級・2級を持っている方 療育手帳A判定を持っている方 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方
その他	上記以外の理由で、避難支援が必要と認められ、支援を希望する方 該当する方は、市防災対策室までご連絡ください。

平常時からの情報提供について、本人の同意が必要です。



災害時は、自分の身は自分で守るという自助の意識がとても重要です。また、隣近所など、地域で助け合う共助には、平時からの近所づきあいや町会・自治会活動が大切です。

町会・自治会に加入していない方は、この機会にぜひ加入しましょう。

災害が発生した時、地域の助け合いが大きな力になります。

問合先 市防災対策室

ぜひ手続きを

市は、今年度対象となる方と昨年度手続きを完了していない方へ、11月上旬に書類を送付します。同封の返信用封筒で返送してください。

手続きの流れ

